

令和7年4月1日

概略発注方式試行要領の改定について
(お知らせ)

令和3年10月1日より概略発注方式（簡素化積算）を試行しておりますが、対象工事等の要件を改定しましたのでお知らせします。

1. 改定内容

- ・対象工事の要件について、金額要件（予定価格1億円未満）を廃止。
- ・概略発注工の比率について、類似工事件数が少ない場合の対応を追記。

2. 試行要領

- ・概略発注方式試行要領・・・別紙1

3. 留意事項

- ・全ての土木工事及び造園工事に適用するものではなく、各発注担当課において、試行を実施する場合のみ本試行要領を適用するため、対象工事の有無については、特記仕様書をご確認ください。

【問い合わせ先】

建設局技術管理課 土木積算担当
TEL 078-595-6035